

参考資料

浦安市議会傍聴規則（昭和56年議会規則第2号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（傍聴席に入ることができない者）</p> <p>第12条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) 省 略</p> <p>(4) 省 略</p> <p>(5) 省 略</p> <p>(6) 省 略</p> <p>(7) <u>その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者</u></p> <p>2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員に前項第1号から第4号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。</p> <p>3・4 省 略</p> <p>（傍聴人の守るべき事項）</p> <p>第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省 略</p> <p>(3) はちまき、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。</p> <p>(4) <u>携帯電話等の通信機器その他音を発生する機器は、電源を切り、使用しないこと。</u></p> <p>(5)・(6) 省 略</p> <p>(7) 省 略</p>	<p>（傍聴席に入ることができない者）</p> <p>第12条 同 左</p> <p>(1) <u>銃器、棒、杖その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</u></p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) <u>はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</u></p> <p>(4) 同 左</p> <p>(5) 同 左</p> <p>(6) <u>下駄、木製サンダルの類を履いている者</u></p> <p>(7) 同 左</p> <p>(8) 同 左</p> <p>(9) <u>その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p> <p>2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員に前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。</p> <p>3・4 同 左</p> <p>（傍聴人の守るべき事項）</p> <p>第13条 同 左</p> <p>(1)・(2) 同 左</p> <p>(3) <u>はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。</u></p> <p>(4) <u>帽子、外套、えりまきの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p> <p>(5)・(6) 同 左</p> <p>(7) <u>不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。</u></p> <p>(8) 同 左</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第14条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和6年1月4日から施行する。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第14条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。